

# 引取業の新規・更新の手引き

## 引取業

### ◇申請時の注意

- ・必ず事前に電話51-2407まで予約の上、登録申請におこしください。
- ・登録申請は正本と副本（写し）の2通が必要です。
- ・新規手数料： ¥4,000 更新手数料： ¥3,000

### ◇必要書類

番号	提出書類	備考	法人	個人	Check
1	申請書	引取業者登録(登録の更新)申請書(様式第一)	○	○	
2	フロン類が含まれているかどうかを確認する書類	①または②を提出して下さい。 ①使用済自動車の構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を示した書類 (例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等) ②使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法(残存フロン類の確認方法)を記載した書類	○	○	
3	住民票の写し	・住民票は、発行日より3ヶ月以内のもので、本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限ります。 ・申請者が未成年者の場合には、法定代理人の分も必要		○	
4	商業登記簿謄本	・発行日より3ヶ月以内のもの	○		
5	事業所付近の見取図(地図)	・事業場の境界からおおむね300mまでの範囲で記入してください。	○	○	
6	誓約書	・申請者が法第45条第1項各号(欠格要件)に該当しない者であることを誓約する旨の書類 (※)欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。	○	○	

様式第一（第四十六条関係）

登 録  
引取業者 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

豊橋市長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員 <small>の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	役職名
法定代理人 <small>の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</small>	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人  
が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、  
かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれ  
ているかどうかを確認する体制

--

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設  
け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコ  
ンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」  
の欄については、まとめて記載することも可能とする。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 誓 約 書

年 月 日

豊橋市長 様

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

### 記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 使用済自動車再資源化法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが使用済自動車再資源化法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 使用済自動車再資源化法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止を期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から6までのいずれかに該当する者があるもの

